

名古屋港港湾計画書

— 改訂 —

平成27年12月

名古屋港港湾管理者
名古屋港管理組合

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成12年 1月 名古屋港審議会
- ・平成12年 3月 港湾審議会第171回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成12年12月 名古屋港審議会
- ・平成14年12月 名古屋港審議会
- ・平成16年 1月 名古屋港審議会
- ・平成16年 4月 名古屋港審議会
- ・平成16年 7月 第11回交通政策審議会港湾分科会
- ・平成16年12月 名古屋港審議会
- ・平成17年 5月 名古屋港審議会
- ・平成17年 6月 第15回交通政策審議会港湾分科会
- ・平成18年 5月 名古屋港審議会
- ・平成18年10月 名古屋港審議会
- ・平成19年 4月 名古屋港審議会
- ・平成19年 7月 第26回交通政策審議会港湾分科会
- ・平成19年12月 名古屋港審議会
- ・平成20年 9月 名古屋港審議会
- ・平成20年12月 名古屋港審議会
- ・平成21年 3月 第34回交通政策審議会港湾分科会
- ・平成21年12月 名古屋港審議会
- ・平成22年 3月 第37回交通政策審議会港湾分科会
- ・平成22年11月 名古屋港審議会
- ・平成23年10月 名古屋港審議会

- ・平成23年12月 第47回交通政策審議会港湾分科会
- ・平成23年12月 名古屋港審議会
- ・平成24年 3月 第48回交通政策審議会港湾分科会
- ・平成24年12月 名古屋港審議会
- ・平成26年10月 名古屋港審議会
- ・平成26年11月 第58回交通政策審議会港湾分科会
- ・平成27年 1月 名古屋港審議会

の議を経た名古屋港の港湾計画の改訂をするものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	6
III	港湾施設の規模及び配置	7
1	公共埠頭計画	7
2	フェリー埠頭計画	1 2
3	旅客船埠頭計画	1 3
4	木材取扱施設計画	1 5
5	専用埠頭計画	1 6
6	水域施設計画	1 7
7	小型船だまり計画	2 3
8	臨港交通施設計画	2 6
IV	港湾の環境の整備及び保全	2 8
1	自然的環境を保全する区域	2 8
2	廃棄物処理計画	2 8
3	港湾環境整備施設計画	2 9

V	土地造成及び土地利用計画	3 1
1	土地造成計画	3 1
2	土地利用計画	3 2
3	海浜計画	3 3
VI	港湾の効率的な運営に関する事項	3 4
1	効率的な運営を特に促進する区域	3 4
2	臨海部物流拠点の形成を図る区域	3 5
VII	その他重要事項	3 6
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設	3 6
2	大規模地震対策施設計画	3 8
3	港湾施設の利用	4 2
4	その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	4 2

I 港湾計画の方針

名古屋港は、日本列島太平洋岸のほぼ中央、伊勢湾最奥部に位置し、明治40年（1907年）の開港以来、我が国を代表する国際貿易港として発展してきた。

昭和26年に特定重要港湾に指定され、平成23年の港湾法改正に伴い、国際海上貨物輸送網の拠点となる国際拠点港湾に指定されている。

本港の背後圏となる中部地域には、自動車、航空宇宙、産業機械をはじめとする日本経済を牽引するものづくり産業が集積し、本港はそれらを物流面で支えている。例えば、本港で取り扱われる貨物は、輸出では完成自動車や自動車部品、輸入ではLNG（液化天然ガス）や鉄鉱石など、背後に立地する産業との密接な繋がりを反映したものとなっている。また、衣類や日用品の輸入など人々の暮らしを支える重要な役割を果たしている。

本港の平成26年の港勢は、外貿貨物1億3,818万トン（うち外貿コンテナ4,860万トン（257万TEU）、内貿貨物6,944万トン、総取扱貨物量は2億762万トンに達し、また貿易額は1兆7913億円、貿易黒字額は5兆6,583億円である。

近年、経済のグローバル化の進展とアジア地域の急成長を背景に企業の国際分業が進展するなど、我が国の産業・貿易構造は大きく変化してきている。その結果、我が国の産業の国際競争力強化と国民生活の質の向上を支える国際海上輸送網の重要性は益々高まっており、我が国の港湾はこれらの環境の変化に迅速かつ的確に対応していくことが求められている。

このような情勢のもと、本港においては、背後圏経済を支えるコンテナ輸送について、欧米とを結ぶ基幹航路、アジア地域とを結ぶ東南アジア航路や近海航路など世界各地と直結した効率的な海運ネットワークの構築に向け、コンテナ取扱機能の強化を図るとともに、四日市港と一体となってコンテナ輸送の効率化や港湾運営の民営化に取り組むなど、港湾のコスト・サービス水準の更なる向上が求められている。

完成自動車については、背後地域における関連産業の集積を背景に、国内最

大の輸出拠点として機能するとともに、国内及び海外からの完成自動車のトランシッブ拠点としても重要な役割を担っており、引き続き完成自動車輸送のハブ機能の強化が求められている。

また、背後地域の産業や人々の生活を支える重要な貨物である産業機械、エネルギー、鉄鉱石等についても、大型船舶による輸送の効率化やコスト低減が求められている。さらに、世界的な需要が増加し、船舶の大型化が進展している穀物輸送については、国際バルク戦略港湾として、安定的かつ安価な輸入に向けた、パナマックス級以上の船舶に対応した機能強化が求められている。

あわせて、これらの港湾機能を効果的に発現させるために、本港と背後地域を結ぶ新東名・新名神高速道路、東海環状自動車道、名古屋環状2号線、西知多道路等の広域幹線道路と連携した円滑な道路ネットワークの構築が求められている。

防災面においては、近い将来に高い確率で発生することが予想されている南海トラフ地震や、伊勢湾台風規模の高潮等の災害から、人命・財産を守るための取組を行うとともに、我が国の貿易黒字を生み出す中部のものづくり産業が被災した場合に速やかに復旧・復興ができる災害に強い港づくりが求められている。

交流面においては、金城ふ頭について、商業開発等とクルーズ船やフェリーなどが連携した交流拠点の開発が求められている。また、名古屋港水族館などの賑わい施設が立地するガーデンふ頭、都心部とガーデンふ頭を結ぶ中川運河等について、港湾の特性を活かした身近で親しまれる交流空間の形成が求められている。

環境面においては、環境と共生する港湾の実現を目指し、環境負荷の軽減や、生物多様性に配慮した自然環境の保全等の取り組みが求められている。

以上のような情勢に対応し、本港が引き続き我が国経済の発展を牽引する中部のものづくり産業の国際競争力を強化するとともに、人々の暮らしを支える重要な役割を担っていくため、平成30年代後半を目標年次として、次のように港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂するものである。

(1) コンテナ・完成自動車・バルク取扱機能の強化と安全で円滑な航路・道路体系の構築

我が国の基幹産業である自動車関連産業に加えて、次世代産業である航空機産業など中部地域に集積するものづくり産業の国際競争力強化と、背後に暮らす人々の生活の質の向上を支えるため、物流機能の更なる強化を図る。そして、輸出入貨物の更なる増加や貿易額の拡大を図ることにより、我が国経済・産業の活性化と富の創出に貢献する。

① コンテナ取扱機能の強化

北米・欧州と結ぶ基幹航路、東南アジア航路、近海航路など多方面・多頻度サービスの充実を目指し、コンテナ船の大型化やコンテナ貨物の増加に的確に対応するためコンテナ取扱機能の強化、港湾運営会社制度を活用した効率的な運営を図る。

また、コンテナ貨物の増加に対応するとともに、臨海部における産業立地等を促進するため、物流用地の拡充を図る。

② 完成自動車取扱機能の強化

自動車専用船の大型化への対応や保管用地の拡充、機能集約等により、完成自動車輸送のハブ機能の更なる充実・強化を図る。

③ バルク貨物取扱機能の強化

産業機械、エネルギー、鉄鉱石等について、船舶の大型化に対応し、効率的な輸送体系の構築を図る。また、穀物の安定的かつ安価な輸入に向けて、大型船舶に対応した機能強化を図るとともに、企業間連携による大型船舶を活用した共同輸送を促進する。

④ 安全で円滑な航路・道路体系の構築

本港における様々な物流の効率化に貢献していくため、水域においては、船舶が安全かつ円滑に入出港できる航行環境の整備を進める。また、陸域においては、本港と背後地を結ぶ広域幹線道路などと連携した臨港道路の拡充により円滑な道路ネットワークの構築を図る。

(2) 安全・安心な港湾の構築

地震・津波・高潮などの大規模災害に対して、背後住民の生命・財産や背後地域の産業活動を守るため、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策を進める。そのため、平時から防災訓練の実施や関係機関との連携強化、港湾BCPの実効性の向上に取り組む。また、被災時において、緊急物資等の円滑な輸送を確保し、地域経済等への影響を最小限にとどめ、早期に復旧・復興できるよう、耐震強化岸壁の適正配置など災害に強い港づくりを図る。

(3) 魅力ある交流空間と良好な港湾環境の形成

地域の活性化や交流を促進するため、旅客船埠頭やフェリー埠頭等を適正に配置することにより、クルーズ船の大型化や寄港増加等に対応できる、より魅力ある交流空間の形成を図る。

身近で親しまれる港湾環境の創出とともに、生物多様性に配慮し、港湾活動に伴う環境負荷軽減を図るため、緑地の拡充や、港内に残された干潟の保全などにより、良好な港湾環境の形成を図る。

また、小型船舶を適正に収容できる施設の拡充等により、秩序ある港湾空間の形成を図る。

(4) 港湾空間のゾーニング

多様な機能を適正に配置し、効率性、快適性など質の高い港湾空間を形成するため、以下のように利用する。

- ① 西部地区の東側・西側は、コンテナを取り扱う物流関連ゾーン（コンテナ）とする。
- ② 西部地区の中央部及び内港地区の東側・西側は、一般貨物など、金城地区の西側及び南部地区の北側は、完成自動車等、南部地区の中央部は、穀物等を取り扱う物流関連ゾーン（一般貨物）とする。
- ③ 内港地区の東側から南部地区の中央部、金城地区の北側及び西部地区の北側は、生産ゾーンとする。
- ④ 内港地区の南側、南部地区の中央部から南側及び西部地区の東側は、エネルギー関連ゾーンとする。
- ⑤ 内港地区の北側、金城地区の東側及び南部地区の南側は、交流拠点ゾーンとする。
- ⑥ 西部地区の外縁部及び庄内川河口部は、環境保全ゾーンとする。
- ⑦ ポートアイランド地区は、留保ゾーンとする。

II 港湾の能力

目標年次（平成30年代後半）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数を次のように定める。

取扱貨物量	外貿 (うちコンテナ)	17,130万トン (6,720万トン [372万TEU])
	内貿 (うちフェリー)	7,540万トン (490万トン)
	合計	24,660万トン
船舶乗降旅客数		35万人

※端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 内港地区

(1) 外貿埠頭計画

フェリー埠頭計画の見直しに伴い、既設どおり一般在来貨物等の外貿貨物を取り扱う。

(稲永ふ頭)

水深10m 岸壁3バース 延長540m [既設] W22～W24

(既定計画
水深8.5m 岸壁2バース 延長520m
W23、W24 (フェリー用))

1-2 金城地区

(1) 外貿埠頭計画

完成自動車等の外貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

(金城ふ頭)

水深1.2m 岸壁1バース 延長260m [新規計画] W64

埠頭用地 2ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地) [新規計画]

次の施設については、既定計画どおりとする。

(既定計画)

水深1.2m	岸壁1バース	延長260m	W63
水深1.2m	岸壁1バース	延長260m	W84
埠頭用地	1.6ha	(荷さばき施設用地及び保管施設用地)	

次の施設については、米穀類の外貿貨物を取り扱う他、旅客船埠頭としてクルーズ船にも対応する。

水深11.5m 岸壁1バース 延長430m [既設の変更計画] W54

(既設)

水深10m	岸壁3バース	延長600m	W54~W56
-------	--------	--------	---------

当該地区の機能転換や埋立造成に伴い、次の既設の施設を廃止する。

(既設)

(空見ふ頭)

水深5.5m	岸壁1バース	延長360m	W70
水深4.5m	岸壁1バース	延長120m	W51

1-3 南部地区

(1) 外内貿埠頭計画

特殊品等の外貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

(横須賀ふ頭)

水深7.5m 岸壁1バース 延長130m [既設の変更計画] W68

水深4.5m 岸壁1バース 延長180m [既設の変更計画] W69

埠頭用地 1ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地) [新規計画]

(既設
水深4.5m 岸壁1バース 延長420m W86)

公共埠頭計画の見直しに伴い、次の既設の施設を廃止する。

(既設
水深4.5m 岸壁1バース 延長110m W86)

次の施設については、既定計画どおりとする。

(既定計画
(北浜ふ頭)
水深1.4m ドルフィン1バース W103
水深7.5m 岸壁2バース 延長260m W101、W102
埠頭用地 6ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

1-4 西部地区

(1) 外内貿コンテナ埠頭計画

コンテナ貨物需要の増大とコンテナ船の大型化に対応するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

(飛島ふ頭)

水深16m 岸壁1バース 延長400m (コンテナ船用)
[既定計画の変更計画] TS3
水深15m 岸壁2バース 延長700m (コンテナ船用)
[既設の変更計画] R1、R2
水深12m 岸壁1バース 延長200m (コンテナ船用)
[既設の変更計画] R3
埠頭用地 28ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
[既設の変更計画]

既定計画

水深16m 岸壁1バース 延長250m (コンテナ船用) TS3

埠頭用地 14ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

既設

水深12m 岸壁3バース 延長900m (コンテナ船用) R1～R3

(鍋田ふ頭)

水深12m 岸壁2バース 延長500m (コンテナ船用)
[新規計画] T4、T5
埠頭用地 4ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
[既設の変更計画]

(2) 外貿埠頭計画

産業機械等の外貿貨物を取り扱うとともに、船舶の大型化に対応するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

(弥富ふ頭)

水深14m 岸壁1バース 延長340m [既定計画の変更計画] W8

水深10m 岸壁1バース 延長170m [新規計画] W9

埠頭用地 1ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地) [新規計画]

(既定計画
水深12m 岸壁1バース 延長240m W8)

次の施設については、既定計画どおりとする。

(既定計画
(飛島ふ頭)
水深12m 岸壁1バース 延長240m W100)

2 フェリー埠頭計画

2-1 金城地区

利用客の利便性向上のため、フェリー埠頭を次のとおり計画する。

(金城ふ頭)

水深 8.5 m 岸壁 1 バース 延長 270 m
(うち船首尾係船岸 40 m) [既設の変更計画] W56
埠頭用地 1 ha (荷さばき施設用地) [新規計画]

(既設
水深 10 m 岸壁 2 バース 延長 400 m W56、W57)

フェリー埠頭計画に伴い、次の既設の施設を廃止する。

(既設
水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 50 m W57)

2-2 内港地区

フェリー埠頭計画の見直しに伴い、次の既定計画を削除する。

(既定計画
(稲永ふ頭)
水深 8.5 m 岸壁 2 バース 延長 520 m W23、W24)

3 旅客船埠頭計画

3-1 内港地区

クルーズ船の大型化に対応するため、旅客船埠頭を次のとおり計画する。

(ガーデンふ頭)

水深10m 岸壁1バース 延長290m [既設の変更計画] W3

(既設
水深10m 岸壁1バース 延長210m W3)

次の施設については、既定計画どおりとする。

(既定計画
(中川運河)
小型栈橋 1基
(ガーデンふ頭)
小型栈橋 1基)

3-2 金城地区

クルーズ船の大型化に対応するため、旅客船埠頭を次のとおり計画する。

また、公共埠頭計画としても計画する。

(金城ふ頭)

水深11.5m 岸壁1バース 延長430m

[既設の変更計画] W54

(既設
水深10m 岸壁3バース 延長600m W54~W56)

旅客船埠頭計画に伴い、次の既設の施設を廃止する。

(既設
水深10m 岸壁1バース 延長50m W56)

当該地区の旅客船埠頭計画の見直しに伴い、次の既定計画を削除する。

(既定計画
水深10m 岸壁1バース 延長400m W58)

4 木材取扱施設計画

4-1 西部地区

輸入木材を取り扱うため、木材取扱施設を次のとおり計画する。

(飛島ふ頭)

防波堤 延長 430 m [新規計画]

埠頭用地 3 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地) [新規計画]

(弥富ふ頭)

水深 10 m 係船浮標 1 基 [既定計画の変更計画] No. 52

(既定計画
水深 10 m 係船浮標 1 基 (撤去) No. 52)

当該地区の埋立造成に伴い、次の既設の施設を撤去する。

(既設
水深 10 m 係船浮標 3 基 No. 54、No. 58、No. 59
水深 9 m 係船浮標 1 基 No. 55)

次の施設については、既定計画どおりとする。

(既定計画
水深 10 m 係船浮標 3 基 (撤去) No. 50、No. 51、No. 57)

5 専用埠頭計画

5-1 内港地区

既定計画どおりとする。

既定計画
(大手ふ頭)
水深 6 m ドルフィン 1 バース
(潮見ふ頭)
水深 6 m ドルフィン 1 バース

5-2 南部地区

既定計画どおりとする。

既定計画
(東海元浜ふ頭)
水深 5 m 岸壁 1 バース 延長 1 4 0 m
(北浜ふ頭)
水深 1 4 m ドルフィン 3 バース
(南浜ふ頭)
水深 1 4 m ドルフィン 1 バース
(南 5 区)
水深 1 4 m ドルフィン 1 バース
水深 6 . 5 m ドルフィン 1 バース

5-3 西部地区

立地企業の要請に伴い、次の既定計画を削除する。

既定計画
(弥富ふ頭)
水深 1 0 m 岸壁 1 バース 延長 1 9 7 m

6 水域施設計画

係留施設を含む埠頭の計画に対応して、航路、航路・泊地及び泊地を次のとおり計画する。

6-1 航路

(中航路)

水深14m～16m 幅員400m [既設の変更計画]

(既設
航路 水深12m～16m 幅員350m)

6-2 航路・泊地

金城地区

(金城ふ頭)

水深12m 面積2ha [既設の変更計画]

水深11.5m 面積13ha [既設の変更計画]

(空見ふ頭)

水深5.5m 面積5ha [既設の変更計画]

(既設
(金城ふ頭)
航路・泊地 水深10m 面積9ha
航路・泊地 水深10m 面積32ha
(空見ふ頭)
航路・泊地 水深7.5m 面積52ha)

次の施設については、既定計画どおりとする。

(既定計画
(金城ふ頭)
航路・泊地 水深12m 面積31ha)

南部地区

(横須賀ふ頭)

水深 7.5 m 面積 4 h a [新規計画]

水深 7.5 m 面積 4 h a [既設の変更計画]

(既設
泊地 水深 4.5 m 面積 7 h a)

次の施設については、既定計画どおりとする。

(既定計画
(北浜ふ頭)
航路・泊地 水深 1.4 m 面積 9.9 h a)

西部地区

(飛島ふ頭)

水深 1.6 m 面積 1 h a [既設の変更計画]

水深 1.5 m 面積 4.1 h a [既設の変更計画]

水深 1.4 m 面積 1.9 h a [既設の変更計画]

(弥富ふ頭)

水深 1.4 m 面積 2 h a [新規計画]

水深 1.4 m 面積 1.0 h a [既設の変更計画]

(鍋田ふ頭)

水深 1.2 m 面積 1.6 h a [新規計画]

水深 1.2 m 面積 2 h a [既設の変更計画]

(既設
(飛島ふ頭)
航路・泊地 水深 1.2 m 面積 1.4 h a
航路・泊地 水深 1.2 m 面積 5.2 h a
泊地 水深 1.2 m 面積 2.7 h a
泊地 水深 1.0 m 面積 1.1 h a
(弥富ふ頭)
泊地 水深 5 m 面積 4 h a
(鍋田ふ頭)
航路・泊地 水深 1.2 m 面積 1.0 h a)

当該地区の埋立造成に伴い、次の既設の施設を廃止する。

（既設
（飛島ふ頭）
航路・泊地 水深10m 面積25ha）

次の施設については、既定計画どおりとする。

（既定計画
（飛島ふ頭）
航路・泊地 水深12m 面積69ha）

6-3 泊地

内港地区

（ガーデンふ頭）

水深10m 面積1ha [既設の変更計画]

（既設
航路・泊地 水深10m 面積339ha）

次の施設については、既定計画どおりとする。

（既定計画
（大手ふ頭）
泊地 水深6m 面積1ha
（昭和ふ頭）
泊地 水深4.5m 面積1ha）

金城地区

(金城ふ頭)

水深 12 m 面積 2 h a [既定計画の変更計画]

水深 11.5 m 面積 2 h a [既設の変更計画]

水深 8.5 m 面積 1 h a [既設の変更計画]

既定計画
航路・泊地 水深 12 m 面積 32 h a
既設
航路・泊地 水深 10 m 面積 9 h a
泊地 水深 10 m 面積 4 h a

公共埠頭の廃止に伴い、次の既定計画を削除する。

既定計画
(空見ふ頭)
泊地 水深 5.5 m 面積 6 h a

公共埠頭の廃止に伴い、次の既設の施設を廃止する。

既設
(空見ふ頭)
泊地 水深 5.5 m 面積 16 h a
(金城ふ頭)
泊地 水深 7.5 m 面積 5 h a
(木場金岡ふ頭)
泊地 水深 6 m 面積 4 h a

次の施設については、既定計画どおりとする。

既定計画
(金城ふ頭)
泊地 水深 12 m 面積 2 h a
泊地 水深 12 m 面積 1 h a

南部地区

(横須賀ふ頭)

水深7.5m 面積1ha [既設の変更計画]

(既設
泊地 水深4.5m 面積7ha)

公共埠頭の廃止に伴い、次の既設の施設を廃止する。

(既設
泊地 水深4.5m 面積2ha)

次の施設については、既定計画どおりとする。

(既定計画
(北浜ふ頭)
泊地 水深1.4m 面積3.6ha
泊地 水深1.4m 面積2ha
泊地 水深1.4m 面積2ha
泊地 水深7.5m 面積5ha
泊地 水深7.4m 面積1ha
(南浜ふ頭)
泊地 水深1.4m 面積7ha
(南5区)
泊地 水深1.4m 面積9.1ha
泊地 水深6.5m 面積1ha)

西部地区

(飛島ふ頭)

水深 1 6 m 面積 1 h a [既設の変更計画]

水深 1 5 m 面積 4 h a [既設の変更計画]

(弥富ふ頭)

水深 1 4 m 面積 1 h a [新規計画]

水深 1 4 m 面積 1 h a [既定計画の変更計画]

水深 1 4 m 面積 1 h a [既設の変更計画]

水深 1 0 m 面積 3 h a [新規計画]

(鍋田ふ頭)

水深 1 2 m 面積 3 h a [新規計画]

既設

(飛島ふ頭)

航路・泊地 水深 1 2 m 面積 1 4 h a

泊地 水深 1 2 m 面積 5 h a

(弥富ふ頭)

泊地 水深 1 2 m 面積 3 h a

既定計画

(弥富ふ頭)

泊地 水深 1 2 m 面積 1 h a

当該地区の埋立造成に伴い、次の既設の施設を廃止する。

既設

(飛島ふ頭)

泊地 水深 9 m 面積 1 8 h a

次の施設については、既定計画どおりとする。

既定計画

(飛島ふ頭)

泊地 水深 1 2 m 面積 2 h a

7 小型船だまり計画

7-1 内港地区

官公庁船、業務船を係留するため、小型船だまりを次のとおり計画する。

(ガーデンふ頭)

ガーデンふ頭船だまり

泊地 水深4m 面積4ha [新規計画]

物揚場 水深4m 延長564m [新規計画]

埠頭用地 1ha [新規計画]

7-2 金城地区

タグボート、作業船を係留するため、小型船だまりを次のとおり計画する。

(金城ふ頭)

金城ふ頭南船だまり

泊地 水深4.5m 面積3ha [既設の変更計画]

物揚場 水深4.5m 延長370m [既設の変更計画] W60、W61

(既設
泊地 水深10m 面積9ha
水深10m 岸壁2バース 延長370m W60、W61)

当該地区の埋立造成に伴い、次の既設の施設を廃止する。

(既設
防波堤 延長80m
水深4.5m 岸壁1バース 延長555m)

次の施設については、位置の変更に伴い、既定計画を変更する。

(既定計画
小型栈橋 1基)

金城ふ頭北船だまり

泊地 水深 5.5 m 面積 12 ha [既定計画の変更計画]

泊地 水深 4 m 面積 7 ha [既設の変更計画]

物揚場 水深 4 m 延長 450 m [既設の変更計画] W71

既定計画
泊地 水深 5.5 m 面積 19 ha
既設
泊地 水深 5.5 m 面積 9 ha
水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 450 m W71

当該地区の埋立造成に伴い、次の既設の施設を廃止する。

既設
物揚場 水深 3.5 m 延長 573 m
物揚場 水深 3.5 m 延長 617 m
物揚場 水深 3.5 m 延長 538 m

当該地区の埋立造成に伴い、次の既設の施設を移設する。

既設
小型栈橋 1 基

次の施設については、既定計画どおりとする。

既定計画
防波堤 延長 160 m
物揚場 水深 4 m 延長 500 m

7-3 南部地区

小型船だまりの防波堤計画見直しに伴い、次の既定計画を削除する。

既定計画
(南5区)
新舞子ボートパーク
防波堤 延長30m

7-4 西部地区

プレジャーボートを係留するため、小型船だまりを次のとおり計画する。

(弥富ふ頭)
弥富ボートパーク
小型栈橋 5基 [新規計画]
埠頭用地 1ha [新規計画]

当該地区の埋立造成に伴い、次の既定計画を削除する。

既定計画
小型栈橋 2基

8 臨港交通施設計画

各地区の埠頭計画に合わせて、港湾における交通の円滑化を図るため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

8-1 道路

(金城ふ頭)

臨港道路 メキシコ大通 6車線 [既設の変更計画]
起点 臨港道路空見ふ頭内道路 終点 臨港道路南京大路

臨港道路 金城ふ頭内道路 4車線 [既設の変更計画]
起点 臨港道路潮風線 終点 臨港道路メキシコ大通

既設
臨港道路 メキシコ大通 6車線
起点 金城橋 終点 臨港道路南京大路
臨港道路 金城ふ頭内道路 4車線
起点 金城西橋 終点 臨港道路メキシコ大通

(飛島ふ頭)

臨港道路 飛島弥富ふ頭線 4車線 [新規計画]
起点 臨港道路飛島ふ頭中央線 終点 臨港道路弥富ふ頭1号線

臨港道路 臨港道路木場金岡ふ頭内道路 6車線 [既設の変更計画]
起点 県道71号線 終点 臨港道路飛島ふ頭中央線

臨港道路 飛島ふ頭中央線 6車線 [既設の変更計画]
起点 臨港道路木場金岡ふ頭内道路 終点 飛島ふ頭

既設
臨港道路 臨港道路木場金岡ふ頭内道路 6車線
起点 県道71号線 終点 桜木大橋
臨港道路 飛島ふ頭中央線 6車線
起点 桜木大橋 終点 飛島ふ頭

臨港道路 木場金岡ふ頭1号線 4車線 [既設の変更計画]
起点 国道302号
終点 臨港道路飛島ふ頭11号線

臨港道路 飛島ふ頭11号線 4車線 [既設の変更計画]
起点 臨港道路木場金岡ふ頭1号線 終点 飛島ふ頭

既設

臨港道路 木場金岡ふ頭1号線 4車線

起点 臨港道路木場金岡ふ頭6号西線 終点 第2桜木大橋

臨港道路 飛島ふ頭11号線 4車線

(区間A) 起点 第2桜木大橋 終点 臨港道路飛島ふ頭16号線

既定計画

臨港道路 飛島ふ頭11号線 4車線

(区間B) 起点 臨港道路飛島ふ頭16号線 終点 飛島ふ頭

次の施設については、既定計画どおりとする。

既定計画

(ガーデンふ頭)

その他道路 市道運河東線 2車線

起点 市道金城ふ頭線 終点 市道名古屋港線

(北浜ふ頭)

臨港道路 北浜ふ頭線 4車線

起点 市道70005号線 終点 北浜ふ頭

(鍋田ふ頭)

臨港道路 鍋田ふ頭線 4車線

起点 鍋田干拓地 終点 鍋田ふ頭

8-2 鉄道

臨港鉄道の延伸計画の見直しに伴い、次の既定計画を削除する。

既定計画

(南浜ふ頭)

臨港鉄道 南港線

起点 北浜ふ頭 終点 南浜ふ頭

IV 港湾の環境の整備及び保全

1 自然的環境を保全する区域

藤前干潟の特別保護地区（ラムサール条約登録湿地）において、人と自然が共生する良好な港湾環境の形成を図るため、「自然的環境を保全する区域」を次のとおり計画する。

藤前干潟特別保護地区において「自然的環境を保全する区域」を定める。

2 廃棄物処理計画

本港において発生の見込まれる浚渫土砂を埋立処分するため、海面処分用地を次のとおり計画する。

既定計画どおりとする。

既定計画	
（南5区）	
海面処分用地	198ha
（ポートアイランド）	
海面処分用地	78ha

3 港湾環境整備施設計画

良好な港湾環境の形成を図るため、港湾環境整備施設を次のとおり計画する。

3-1 内港地区

既定計画どおりとする。

既定計画	
(中川運河)	
緑地	1 h a
その他緑地	1 h a
(大江ふ頭)	
緑地	1 h a
その他緑地	9 h a
(潮風ふ頭)	
緑地	1 h a
その他緑地	1 h a

3-2 金城地区

(空見ふ頭)

緑地 3 h a [新規計画]

当該地区の土地利用計画見直しに伴い、次の既設の施設を廃止する。

既設	
緑地	2 h a

3-3 南部地区

(北浜ふ頭)

緑地 3 h a [新規計画]

(南浜ふ頭)

緑地 8 h a [新規計画]

次の施設については、既定計画どおりとする。

既定計画
(新宝ふ頭)
海浜 延長 5 5 0 m
(北浜ふ頭)
緑地 6 h a
(南5区)
緑地 4 3 h a
海浜 延長 2 9 0 m

3-4 西部地区

(弥富ふ頭)

緑地 3 h a [新規計画]

海浜 延長 2 6 0 m [新規計画]

次の施設については、既定計画どおりとする。

既定計画
(木場金岡ふ頭)
緑地 7 h a
(弥富ふ頭)
緑地 1 h a
(鍋田ふ頭)
海浜 延長 3 5 0 m
海浜 延長 7 0 0 m

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応すると共に、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用及び海浜計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

(単位：h a)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	廃棄物 処分施 設用地	海面 処分 用地	公共 用地	合計
内港地区								(1) 10				(1) 10
金城地区	(21) 21	(12) 12				(1) 1						(34) 34
南部地区	(6) 6			(48) 48		(8) 8		(16) 16		(198) 198		(276) 276
西部地区	(7) 7	(65) 65				(1) 1		(3) 3				(76) 76
ポートアイ ランド地区										(78) 78		(78) 78
合計	(34) 34	(77) 77		(48) 48		(9) 9		(20) 29		(276) 276		(464) 474

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

(単位：h a)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	廃棄物 処分施 設用地	海面 処分 用地	公共 用地	合計
内港地区	(81) 81	(149) 149	(11) 11	(204) 204		(18) 43	(155) 155	(40) 51				(658) 708
金城地区	(128) 128	(105) 105	(51) 51	(74) 74		(25) 29		(6) 6				(390) 394
南部地区	(12) 12	(118) 118		(1666) 1666		(20) 47	(77) 77	(112) 112		(198) 198		(2203) 2230
西部地区	(303) 303	(471) 471		(416) 416		(83) 104		(142) 142				(1416) 1437
ポートアイ ランド地区										(78) 78	(302) 302	(379) 379
合計	(523) 523	(843) 843	(62) 62	(2360) 2360	14	(147) 223	(232) 232	(301) 312		(276) 276	(302) 302	(5046) 5147

注 1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注 2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

3 海浜計画

(単位：m)

地区名	海 浜
南部地区	(8 4 0) 8 4 0
西部地区	(1 , 3 1 0) 1 , 3 1 0
合計	(2 , 1 5 0) 2 , 1 5 0

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

既定計画

(単位：m)

地区名	海 浜
南部地区	(8 4 0) 8 4 0
西部地区	(1 , 0 5 0) 1 , 0 5 0
合計	(1 , 8 9 0) 1 , 8 9 0

VI 港湾の効率的な運営に関する事項

1 効率的な運営を特に促進する区域

コンテナ船及びフェリーによって輸送される貨物等を取り扱う以下の埠頭について、民の視点を導入した効率的な運営を図ることを目的に、効率的な運営を特に促進する区域を計画する。(法第43条の11第1項の規定に基づく港湾運営会社によるものを含む。)

1-1 金城地区

(金城ふ頭)

水深8.5m 岸壁1バース 延長270m (うち船首尾係船岸40m)
(フェリー用) [既設の変更計画] W56
埠頭用地 4ha (旅客施設用地、荷さばき施設用地及び保管施設地)
[既設の変更計画]

1-2 西部地区

(飛島ふ頭)

水深10~12m 岸壁3バース 延長620m (コンテナ船用)
[既設] W90~W92
水深12m 岸壁1バース 延長200m (コンテナ船用)
[既設の変更計画] R3
水深15m 岸壁2バース 延長700m (コンテナ船用)
[既設の変更計画] R1、R2
水深15m 岸壁2バース 延長700m (コンテナ船用)
[既設] W93、W94
水深16m 岸壁2バース 延長800m (コンテナ船用)
[既設] TS1、TS2
水深16m 岸壁1バース 延長400m (コンテナ船用)
[既定計画の変更計画] TS3
埠頭用地 137ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
[既定計画の変更計画]

(鍋田ふ頭)

水深14m	岸壁2バース	延長700m (コンテナ船用)	[既設] T1、T2
水深12m	岸壁1バース	延長250m (コンテナ船用)	[既設] T3
水深12m	岸壁2バース	延長500m (コンテナ船用)	[新規計画] T4、T5
埠頭用地	79ha	(荷さばき施設用地及び保管施設用地)	[既定計画の変更計画]

2 臨海部物流拠点の形成を図る区域

産業構造の変化、港湾物流の高度化・多様化に対応した国際物流拠点を形成するために、以下の区域において、臨海部物流拠点の形成を図るように措置することを計画する。

2-1 西部地区

国際海上コンテナ輸送等に係る貨物の輸送、保管、荷さばき及び流通加工等に係る業務を行う施設を集積し、埠頭と一体的に、埠頭の機能の一層の強化を図る区域を西部地区に配置する。

水深10～12m	岸壁3バース	延長620m	[既設] W90～W92
水深12m	岸壁1バース	延長200m	[既設の変更計画] R3
水深15m	岸壁2バース	延長700m	[既設の変更計画] R1、R2
水深15m	岸壁2バース	延長700m	[既設] W93、W94
水深16m	岸壁2バース	延長800m	[既設] TS1、TS2
水深16m	岸壁1バース	延長400m	[既定計画の変更計画] TS3
埠頭用地	137ha		[既定計画の変更計画]
港湾関連用地	231ha		[既定計画の変更計画]
交通機能用地	25ha		[既定計画の変更計画]

Ⅶ その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回新規に計画する施設及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

1-1 国際海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

金城地区

(金城ふ頭)

水深1.2m	岸壁1バース	延長260m	[新規計画]	W64
水深1.2m	岸壁1バース	延長260m	[既定計画]	W63
水深1.2m	岸壁1バース	延長260m	[既定計画]	W84
航路・泊地	水深1.2m	面積2ha	[既設の変更計画]	
	水深1.2m	面積3.1ha	[既定計画]	
泊地	水深1.2m	面積2ha	[既定計画の変更計画]	
	水深1.2m	面積2ha	[既定計画]	
	水深1.2m	面積1ha	[既定計画]	

南部地区

(北浜ふ頭)

水深1.4m	ドルフィン1バース		[既定計画]	W103
航路・泊地	水深1.4m	面積9.9ha	[既定計画]	
泊地	水深1.4m	面積2ha	[既定計画]	

西部地区

(飛島ふ頭)

水深 1.6 m	岸壁 1 バース	延長 400 m (コンテナ船用)	[既定計画の変更計画]	T S 3
水深 1.5 m	岸壁 2 バース	延長 700 m (コンテナ船用)	[既設の変更計画]	R 1、R 2
水深 1.2 m	岸壁 1 バース	延長 240 m	[既定計画]	W 100

航路・泊地	水深 1.6 m	面積 1 ha	[既設の変更計画]
	水深 1.5 m	面積 4.1 ha	[既設の変更計画]
	水深 1.4 m	面積 1.9 ha	[既設の変更計画]
泊地	水深 1.6 m	面積 1 ha	[既設の変更計画]
	水深 1.5 m	面積 4 ha	[既設の変更計画]
	水深 1.2 m	面積 2 ha	[既定計画]

(弥富ふ頭)

水深 1.4 m	岸壁 1 バース	延長 340 m	[既定計画の変更計画]	W 8
航路・泊地	水深 1.4 m	面積 1.0 ha	[既設の変更計画]	
	水深 1.4 m	面積 2 ha	[新規計画]	
泊地	水深 1.4 m	面積 1 ha	[新規計画]	
	水深 1.4 m	面積 1 ha	[既定計画の変更計画]	
	水深 1.4 m	面積 1 ha	[既設の変更計画]	

(鍋田ふ頭)

水深 1.2 m	岸壁 2 バース	延長 500 m (コンテナ船用)	[新規計画]	T 4、T 5
航路・泊地	水深 1.2 m	面積 1.6 ha	[新規計画]	
	水深 1.2 m	面積 2 ha	[既設の変更計画]	
泊地	水深 1.2 m	面積 3 ha	[新規計画]	

(中航路)

水深 1.4 m～1.6 m 幅員 400 m [既設の変更計画]

1-2 国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

金城地区

(金城ふ頭)

水深 8.5 m 岸壁 1 バース 延長 270 m (うち船首尾係船岸 40 m)
(フェリー用) [既設の変更計画] W 56

2 大規模地震対策施設計画

2-1 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回新規に計画する施設及び既に計画されている施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に必要な緊急物資等の輸送機能を確保するため、大規模地震対策施設として計画する。

内港地区

大規模地震対策施設計画の見直しに伴い、次の既定計画を削除する。

既定計画

(ガーデンふ頭)

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 185 m W2

(稲永ふ頭)

水深 8.5 m 岸壁 2 バース 延長 520 m

W23、W24 (フェリー用)

金城地区

(金城ふ頭)

水深 8.5 m 岸壁 1 バース 延長 270 m

(うち船首尾係船岸 40 m) [既設の変更計画] W56

埠頭用地 1 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地) [新規計画]

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 260 m [既定計画] W63

埠頭用地 2 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地) [既定計画]

臨港道路 メキシコ大通 [既設]

起点 臨港道路空見ふ頭内道路 終点 臨港道路南京大路

臨港道路 空見ふ頭内道路 [既設]

起点 市道金城埠頭線 終点 臨港道路メキシコ大通

南部地区

(横須賀ふ頭)

水深7.5m 岸壁1バース 延長130m [既設の変更計画] W68
埠頭用地 1ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地) [新規計画]

(北浜ふ頭)

水深7.5m 岸壁1バース 延長130m [既定計画] W101
埠頭用地 1ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地) [既定計画]
臨港道路 北浜ふ頭線 [既定計画]

起点 市道70005号線 終点 北浜ふ頭

西部地区

(弥富ふ頭)

水深10m 岸壁1バース 延長170m [新規計画] W9
埠頭用地 1ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地) [新規計画]
臨港道路 楠東線 [既設]

起点 県道71号線 終点 弥富ふ頭

2-2 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回新規に計画する施設及び既に計画されている施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に必要な国際海上コンテナ物流機能及び国際物流機能を維持するため、大規模地震対策施設として計画する。

南部地区

(北浜ふ頭)

水深14m ドルフィン1バース [既定計画] W103

埠頭用地 2ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地) [既定計画]

臨港道路 北浜ふ頭線 [既定計画]

起点 市道70005号線 終点 北浜ふ頭

大規模地震対策施設計画の見直しに伴い、次の既定計画を削除する。

(既定計画
水深7.5m 岸壁2バース 延長260m W101、W102)

西部地区

(飛島ふ頭)

水深16m 岸壁1バース 延長400m
(コンテナ船用) [既定計画の変更計画] T S 3

埠頭用地 22ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
[既定計画の変更計画]

臨港道路 臨港道路木場金岡ふ頭内道路 [既設の変更計画]

起点 県道71号線 終点 飛島ふ頭中央線

臨港道路 飛島ふ頭中央線 [既設の変更計画]

起点 臨港道路木場金岡ふ頭内道路 終点 飛島ふ頭

水深15m 岸壁2バース 延長700m
(コンテナ船用) [既設の変更計画] R 1、R 2

埠頭用地 25ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
[既定計画の変更計画]

臨港道路 臨港道路木場金岡ふ頭内道路 [既設の変更計画]

起点 県道71号線 終点 飛島ふ頭中央線

臨港道路 飛島ふ頭中央線 [既設の変更計画]

起点 臨港道路木場金岡ふ頭内道路 終点 臨港道路飛島ふ頭11号A線

臨港道路 飛島ふ頭11号A線 [既設]

起点 臨港道路飛島ふ頭中央線 終点 臨港道路飛島ふ頭10号線

臨港道路 飛島ふ頭10号線 [既設]

起点 臨港道路飛島ふ頭11号A線 終点 飛島ふ頭

(鍋田ふ頭)

水深12m 岸壁2バース 延長500m
(コンテナ船用) [新規計画] T 4、T 5

埠頭用地 25ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)
[既定計画の変更計画]

臨港道路 弥富ふ頭1号線 [既設]

起点 県道71号線 終点 富浜大橋

臨港道路 鍋田ふ頭内道路 [既設]

起点 富浜大橋 終点 臨港道路鍋田ふ頭進入道路

臨港道路 鍋田ふ頭進入道路 [既設]

起点 臨港道路鍋田ふ頭内道路 終点 鍋田ふ頭

3 港湾施設の利用

3-1 物資補給等のための施設

貨物船、作業船、官公庁船の待機及び物資補給の用に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

内港地区

(大手ふ頭)

水深7.5m 岸壁2バース 延長260m [既設] W11、W12

金城地区

(金城ふ頭)

水深10m 岸壁2バース 延長400m [既設] W58、W59

4 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

4-1 開発空間の留保

ポートアイランド地区のうち、名古屋港高潮防波堤（中央堤）の内側及び外側の一部は、将来の大水深岸壁及び埠頭用地等のための開発空間として留保する。

4-2 廃棄物処理への対応

廃棄物の処分用地を確保するため、今回計画における金城地区の16ha、西部地区の72haの土地造成において、浚渫土砂700万m³の廃棄物処理を新たに計画する。

4－3 穀物の安定的かつ安価な輸入の実現に向けた対応

南部地区北浜ふ頭において、穀物の安定的かつ安価な輸入を実現するため、国際バルク戦略港湾として、パナマ運河の拡張に伴い想定される船舶の大型化に対応した係留施設の確保、航路等の増深について、引き続き早期の具体化を目指す。

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適性の表示

この印刷物は、Aランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。